グループホーム椛 料金表

令和7年6月1日現在

① 介護保険給付サービス利用料金

≪認知症対応型共同生活介護費≫

西人 諾	要介護度基本単価	利用料	利用者負担額				
安川護及		个1) / 1) 不补	1割負担分	2割負担分	3割負担分		
要支援 2	761	7, 610 円	761 円	1,522円	2, 283 円		
要介護 1	765	7, 650 円	765 円	1,530円	2, 295 円		
要介護 2	801	8,010円	801円	1,602円	2, 403 円		
要介護3	824	8, 240 円	824 円	1,648円	2, 472 円		
要介護 4	841	8, 410 円	841 円	1, 682 円	2, 523 円		
要介護 5	859	8, 590 円	859 円	1,718円	2, 577 円		

② 加算料金

以下の要件を満たす場合、上記の基本部分に以下の料金が加算されます。

≪認知症対応型共同生活介護≫

	加尔	基本	#1 == 40		利用者負担		符中同粉件
	加算	単位	利用料	1割負担	2割負担	3割負担	算定回数等
要介護度	夜間支援体制加算 (I)	50	500円	50 円	100円	150円	当該加算の体制・人材要件を 満たす場合に算定する1日当 たりの加算料金です。
要介護度による区分な	夜間支援体制加算(Ⅱ)	25	250 円	25 円	50 円	75 円	当該加算の体制・人材要件を 満たす場合に算定する1日当 たりの加算料金です。
なし	認知症行 動・心理症 状緊急対応 加算	200	2, 000円	200円	400円	600円	医師により、認知症の行動・ 心理症状が認められるため、 緊急に入所することが適当と 判断された者に対し、サービ ス提供を行った場合に算定す る加算料金です。入居を開始 した日から起算して7日を限 度として算定します。
	若年性認知 症利用者受 入加算	120	1, 200 円	120 円	240 円	360円	若年性認知症利用者受入サービスの提供を行う場合に算定する1日当たりの加算料金です。ただし、認知症行動・心理症状緊急体制加算を算定している場合には、算定いたしません。
	看取り介護 加算	72	720 円	72 円	144 円	216 円	看護師の配置と夜間における 24 時間連携体制の確保等を行

看取り介護 加算	144	1, 440 円	144 円	288 円	432 円	い、本人又は家族の同意を得ながら看取り介護を行った場
看取り介護 加算	680	6, 800 円	680 円	1, 360 円	2040 円	合に算定する1日当たりの加 算料金です。 ※ただし、退所した日の翌日
看取り介護 加算	1, 280	12, 800 円	1, 280 円	2, 560 円	3840 円	から死亡日までの間は、算定 しません。
初期加算	30	300円	30円	60 円	90円	入所後30日間に限り算定する 1日当たりの加算料金です。
医療連携体 制加算 (I)イ	57	570 円	57 円	114 円	171 円	日常的な健康となる等に で、 場合体制する で、 場合体制する で、 場合体制する で、 場合体制する で、 場合体制する で、 で、 で、 過程を で、
医療連携体制加算 (I)口	47	470 円	47 円	94 円	141 円	日常的な健康管理や、医療に適切をはなった場合に関連となった場合に関連をなる等の体制を整備している場合に関連を表示の職員である。 事業の人は訪問を表しまりのでは、表にのないのでは、大きのでは、大きののでは、大きののでは、大きののでは、大きのでは、大きのでは、大きののでは、大きのでは、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、

						職員を常勤で1名以上配 置していること。
医療連携体制(I)ハ	37	370 円	37 円	74 円	111円	日常的な場合では、医療に適をといるのでは、医療に適をといるのがでいるのができます。 また は は は から な は は は は は と の は は は は と の は は は と の は は は と の は は は と の は は は と の は は は と の は は は と の は は は と の は は は と の は は と の は は と の と は と を こ と は と を こ と と を こ と と を こ と と を こ と と を こ と と を こ と と から
医療連携体制の間が	5	50円	5 円	10円	15 円	・ 医療連携体制加算 I のいずれかを算定していること。

						ている状態。 9. 気管切開が行われている状態。 10. 留置カテーテルを使用している状態。 11. インスリン注射を実施している状態。 1 日当たりの加算料金です。
協力医療機関連携加算	1. 右①のをす 2. そ外合のの 件た合 2. そ外合 40	1. 1000円 2. 400円	1. 100円 2. 40円	1. 200 円 2. 80 円	1. 300円 2. 120円	協力医療機関との情報を表示の情報を表示の情報を明明を表示を明明を表示を明明を表示を表示を表示を表示を表示を表示を表示を表示を表示を表示を表示を表示を表示を
退所時情報提供加算	250	2500円	250 円	500円	750 円	医療機関へ退所する入所者等について、退所後の医療機関に対して入所者等を紹介する際、入所者等の同意を得て、当該入所者等の心身状況、生活歴を示す情報を提供した場合に、入所者等1人につき1回に限り算定します。

退居時相談援助加算認知症專門	400	4,000円	400円	800円	1, 200 円	利用期間が1月を超える利用 者が退居する際に退居後の居 宅サービス又は地域密着型サ ービス、その他の保健医療サ ービス又は福祉サービスにつ いて相談援助を行い居宅介護 支援事業者又は地域包括支援 センター等に対して情報提供 をした場合に算定する加算料 金です。
ケア加算 (I)	3	30円	3円	6円	9円	満たす場合に算定する1日当 たりの加算料金です。 また、認知症高齢者の日常生
認知症専門 ケア加算 (Ⅱ)	4	40 円	4円	8円	12円	活自立度Ⅲ、Ⅳ、Mに該当する方が対象となります。(医師の判断が必要です)
認知を推り	150	1500円	150 円	300円	450円	認D) あす推で① ② ② ② ② ② ② ② ② ② ② ② ② ② ② ② ② ② ② ②

						評価を計画的に行きでした。 ・ では、別では、のののでは、のののでは、ののでは、ののでは、ののでは、ののでは、の
認知症チー ムケア推進 加算(Ⅱ)	120	1200 円	120 円	240 円	360円	(I)の①、③及び④に掲げる基準に適合すること。 ・ 認知症の行動・心理症状の予防等に資する認知症介護に係る専門的な研を修了している者を1名以上配置し、かつ成意職員から成る認知症の行動・心理症状に対応するチームを組んでいること。 1月当たりの加算料金です。 ※認知症専門ケア加算(I) 又は(II)を算定している場合においては、算定不可。
栄養管理体制加算	30	300円	30円	60円	90円	管理栄養士 (外部との連携を含む) が日常的な栄養ケアに係る介 護職員への技術的助言アや指 導を行った場合に算定する 1 月当たりの加算料金です。
高齢者施設 等感染対策 向上加算 (I)	10	100円	10円	20円	30円	高齢者施設等について、施設 内で感染者が発生した場合に 感染者の対応を行う医療機関 との連携の上で施設内で感染 者の療養を行うことや、他の 入所者等への感染拡大を防止 時に算定する加算です。 ① 感染症法第6条第17項

	T	ı	ı	ı	T	
						に規療機症の保証をであるとのでは、
高齢者施設 等感染対策 向上加算 (Ⅱ)	5	50円	5円	10円	15円	診療報酬における感染対策向 上加算に係る届出を行った医 療機関から、3年に1回以上 施設内で感染者が発生した場 合の感染制御等に係る実地指 導を受けていること。 1月当たりの加算料金です。
新興感染症 等施設療養 費	240	2400円	240 円	480 円	720 円	新興感染症のパンデミック発生時等において、必要な感染対策や医療機関との連携体制を確保した上で感染した高齢者を施設内で療養を行うことで算定する加算です。 1月に1回、連続する5日を限度として算定します。
生産性向上推進体制加算(I)	100	1000円	100円	200円	300円	介護現場の生産性を向上させるために、以下の取り組みを行うことで算定する加算です。 ● テクノロジーの導入:介護ロボットやICTなどのテクノロジーを活用する。 ● 業務改善の継続的な実施:生産性向上ガイドラ

	1				1	T
						インに基づいた業務改善を行います。 ● 効果を示すデータの提供: 一定期間ごとに業務改善の成果をデータで示します。
						・生産性向上推進体制加算 (II)の要件を満たし、 (II)の要件を満たし、 (II)ので一タにより業務 改善と。 ・見守り機器等のテクノロこと。 ・職員間の適切介護助手のいること。 ・職員間のあ介護助手のいるの取組を行っていること。 ・1年以内取組を行って回、業をデータの提供(オンこと。 ・1月当たりの加算料金です。
生産性向上推進体制加算(Ⅱ)	10円	100円	100円	200円	300円	・ 利用者の安全の質がに介護 サービス のの では では 保保 では では 保保 で で で で で で で で で で で
サービス提 供体制強化 加算 (I)	22	220 円	22 円	44 円	66円	当該加算の体制・人材要件を 満たす場合に算定する1日当 たりの加算料金です。

サービス提						 I:介護福祉士 70%以上または勤
サービス提供体制強化 加算(II)	18	180 円	18円	36 円	54 円	続 10 年以上介護福祉士 25%以上 II:介護福祉士 60%以上
サービス提 供体制強化 加算(Ⅲ)★	6	60 円	6 円	12 円	18円	Ⅲ:介護福祉士50%以上または常 勤職員75%以上または勤続7年以 上30%以上
入退院支援 の取組	246	2460 円	246 円	492 円	738 円	入院後3カ月以内に退院が見 込まれる入居者について、再 入居の受け入れ体制を整えて いる場合に算定する1日当た りの加算です。
口腔衛生管理体制加算	30	300円	30円	60 円	90円	歯科医師又は歯科医師の指示 を受けた歯科衛生士が、介護 職員に口腔ケアに関わる技術 的助言及び指導を月1回以上 行っている場合に算定する1 月当たりの加算料金です。
ロ腔・栄養 スクーリン グ加算	20	200円	20 円	40 円	60円	利用開始時及び6カ月ごとに 口腔の健康状態のスクーリン グ及び栄養状態のスクーリン グを行った場合に算定される 1回当たりの加算料金です。
生活機能向上連携加算(Ⅰ)	100	1000円	100円	200円	300円	IIと異なる点:通リハ等のサービス提供の場又はICTを活用した動画等により、利用者の状態を把握した上で助言を受け計画作成担当者と身体状況等の評価を共同で行い、生活機能の向上を目的とした介護計画書を作成した場合に算定する1月当たりの加算料金です。
生活機能向 上連携加算 (Ⅱ)	200	2000円	200円	400円	600円	・訪リハ、通リハ、リハ実施 提供施設のPT、ST、医師がグ ループホームを訪問し、計画 作成担当者と身体状況等の評 価を共同で行い、生活機能の 向上を目的とした介護計画書 を作成した場合に算定する1 月当たりの加算料金です。
科学的介護 推進体制加 算	40	400円	40 円	80円	120 円	・利用者ごとの、ADL 値、栄養状態、口腔機能、認知症の状況その他の利用者の心身状況等に係る基本的な情報を厚生労働省に提出し必要に応じて介護計画を見直すなど、サービスの提供に当たって、前

						記の情報その他サービスを適 切にかつ有効に提供するため に必要な情報を活用した場合 に算定する。 1月当たりの加算料金です。
介護職員等 処遇改善加 算(I)	所定単 位数の 186/1000	基本サー に 者類 類 を 類 た 総 数 の 18.6%	左記の 1割	左記の 2割	左記の 3割	
介護職員等 処遇改善加 算(Ⅱ)	所定単 位数の 178/1000	基本 よ 本 ま ま ま ま ま た 数 の 17.8%	左記の 1割	左記の 2割	左記の 3割	当該加算の算定要件を満たす
介護職員等 処遇改善加 算(皿)	所定単 位数の 155/1000	基本サー ビス 積 加 減 算 を加 えた 総 単 位 数 の 15.5%	左記の 1割	左記の 2割	左記の 3割	場合の1月当たりの加算料金です。
介護職員等 処遇改善加 算 (IV)	所定単 位数の 125/1000	基本サー に 各類 類 を 類 た 数 の 12.5%	左記の 1割	左記の 2割	左記の 3割	

≪介護予防認知症対応型共同生活介護≫

加算		基本	利用料		利用者負担	1	第中日粉
		単位		1割負担	2割負担	3割負担	算定回数等
要支援度に	夜間支援体 制加算(I)	50	500円	50円	100円	150 円	当該加算の体制・人材要件を 満たす場合に算定する1日当 たりの加算料金です。
及による区	夜間支援体 制加算(Ⅱ)	25	250 円	25 円	50 円	75 円	当該加算の体制・人材要件を 満たす場合に算定する1日当 たりの加算料金です。

	1	l	1	1	1	<u> </u>
認知症行 動·心理症 状緊急対応 加算	200	2,000円	200円	400 円	600円	医師により、認知症の行動・ 心理症状が認められるため、 緊急に入所することが適当と 判断された者に対し、サービ ス提供を行った場合に算定す る加算料金です。入居を開始 した日から起算して7日を限 度として算定します。
若年性認知 症利用者受 入加算	120	1, 200円	120円	240 円	360円	若年性認知症利用者受入サービスの提供を行う場合に算定する1日当たりの加算料金です。ただし、認知症行動・心理症状緊急体制加算を算定している場合には、算定いたしません。
初期加算	30	300円	30 円	60 円	90 円	入所後 30 日間に限り算定する 1 日当たりの加算料金です。
協力医療機関連携加算	1. 右①のをす 100 2. そ外合 40 以場	1. 1000円 2. 400円	1. 100円 2. 40円	1. 200円 2. 80円	1. 300円 2. 120円	協力医療で、入足の病性を関係を受ける。 (4) 大場のでは、大力を変に、、のの病性のの病性を関係を変に、、のの病が、の病が、の病が、のののののののののののののののののののののののの

	I	I		ı	1	
退所時情報提供加算	250	2500円	250 円	500円	750 円	医療機関へ退所する入所者等について、退所後の医療機関に対して入所者等を紹介する際、入所者等の同意を得て、当該入所者等の心身状況、生活歴を示す情報を提供した場合に、入所者等1人につき1回に限り算定します。
退居時相談援助加算	400	4, 000円	400円	800円	1, 200 円	利用期間が1月を超える利用 者が退居する際に、退居後の 居宅サービス又は地域密着型 サービス、その他の保健医療 サービス又は福祉サービスに ついて相談援助を行い、居宅 介護支援事業者又は地域包括 支援センター等に対して情報 提供をした場合に算定する加 算料金です。
認知症専門 ケア加算 (I)	3	30 円	3 円	6円	9円	当該加算の体制・人材要件を 満たす場合に算定する1日当 たりの加算料金です。
認知症専門 ケア加算 (II)	4	40 円	4 円	8円	12 円	また、認知症高齢者の日常生活自立度Ⅲ、Ⅳ、Mに該当する方が対象となります。(医師の判断が必要です)
認知症チームケア推進加算(Ⅰ)	150	1500 円	150 円	300円	450 円	認知症の行動・心理症状(BPS D)の発現を未然に早期に対応するとめの発現を未然に早期に対応するための取組を推進した場合に算定する加算です。 (⑤ 事業所又は施設におののでは、おのでは、おのでは、は、のでは、は、のでは、は、のでは、は、のでは、ないのでは、は、のでは、いいでは、のでは、いいでは、のでは、いいでは、いいでは、い

	1	I	I	ı		
						に資するケアプログラム を含んだ研修を修了した
						者を1名以上配置し、か
						つ、複数人の介護職員か
						ら成る認知症の行動・心
						理症状に対応するチーム
						を組んでいること。
						⑦ 対象者に対し、個別に認
						知症の行動・心理症状の
						評価を計画的に行い、そ
						の評価に基づく値を測定
						し、認知症の行動・心理
						症状の予防等に資するチ
						ームケアを実施している
						こと。
						⑧ 認知症の行動・心理症状
						の予防等に資する認知症
						ケアについて、カンファ
						レンスの開催、計画の作
						成、認知症の行動・心理
						症状の有無及び程度につ
						いての定期的な評価、ケ
						アの振り返り、計画の見
						直し等を行っているこ
						٤.
						1月当たりの加算料金です。
						※認知症専門ケア加算 (I)
						又は(Ⅱ)を算定している場
						合においては、算定不可。
						(I)の①、③及び④に掲げ
						る基準に適合すること。
						・ 認知症の行動・心理症状
						の予防等に資する認知症
						介護に係る専門的な研修
割かいたて						を修了している者を1名
認知症チー	100	4000	100 ==	0.40 ==		以上配置し、かつ、複数
ムケア推進	120	1200円	120円	240 円	360円	人の介護職員から成る認
加算(Ⅱ)						知症の行動・心理症状に
						対応するチームを組んで
						いること。
						1月当たりの加算料金です。
						※認知症専門ケア加算(I)
						又は(Ⅱ)を算定してる場合
						においては、算定不可。
						管理栄養士(外部との連携を含む)
栄養管理体	30	300 円	30 円	60 円	90 円	が日常的な栄養ケアに係る介
制加算	30	300 🖰	30 [7]	00 13	30 🖂	護職員への技術的助言アや指
						導を行った場合に算定する1 日半た の加質料金です
I						月当たりの加算料金です。

高齢者施設 等感染加算 (I)	10	100円	10円	20 円	30円	高内感と者入時(4) (5) (6) (6) (6) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7
= #A 32 Hz =0.						
高齢者施設等感染対策 向上加算 (Ⅱ)	5	50円	5円	10円	15 円	京機関から、3年に1回以上施設内で感染者が発生した場合の感染制御等に係る実地指導を受けていること。 1月当たりの加算料金です。
新興感染症 等施設療養 費	240	2400円	240 円	480 円	720 円	新興感染症のパンデミック発生時等において、必要な感染対策や医療機関との連携体制を確保した上で感染した高齢者を施設内で療養を行うことで算定する加算です。 1月に1回、連続する5日を限度として算定します。

生産性向制	100	1000円	100円	200円	300円	介意では、 ・ で の は で で で で で で で で で で で で で で で で で
生産性向上 推進体制加 算(Ⅱ)	10 円	100円	100円	200円	300円	・ 利用者の安全並びに介護 サービスの質の確保及び 職員の負担軽減に資する 方策を検討するための 員会の開催やた上で、 対策に上げ、手動をといる に行りり機器で、 ・ 見守しているの子人している ・ 見いることにより いることにより いることにより いることにより いることにより いることにより いることにより いることにより いることにより いることにより いることにより いることにより いることによる か、 の取組による効果

						を示すデータの提供(オンラインによる提出)を 行うこと 1月当たりの加算料金です。
サービス提 供体制強化 加算(I)	22	220円	22 円	44 円	66 円	当該加算の体制・人材要件を 満たす場合に算定する1日当 たりの加算料金です。
サービス提 供体制強化 加算 (II)	18	180円	18 円	18 円	54 円	I:介護福祉士 70%以上また は勤続 10 年以上介護福祉士 25%以上 Ⅱ:介護福祉士 60%以上
サービス提 供体制強化 加算 (皿)	6	60 円	6円	12 円	18 円	Ⅲ:介護福祉士 50%以上また は常勤職員 75%以上または勤 続 7 年以上 30%以上
入退院支援 の取組	246	2460 円	246 円	492 円	738 円	入院後3カ月以内に退院が見 込まれる入居者について、再 入居の受け入れ体制を整えて いる場合に算定する1日当た りの加算です。
口腔衛生管理体制加算	30	300円	30円	60円	90円	歯科医師又は歯科医師の指示 を受けた歯科衛生士が、介護 職員に口腔ケアに関わる技術 的助言及び指導を月1回以上 行っている場合に算定する1 月当たりの加算料金です。
ロ腔・栄養 スクーリン グ加算	20	200円	20円	40 円	60円	利用開始時及び6カ月ごとに 口腔の健康状態のスクーリン グ及び栄養状態のスクーリン グを行った場合に算定される 1回当たりの加算料金です。
生活機能向上連携加算(Ⅰ)	100	1000円	100円	200円	300円	Ⅱと異なる点:通リハ等のサービス提供の場又はICTを活用した動画等により、利用者の状態を把握した上で助言を受け計画作成担当者と身体状況等の評価を共同で行い、生活機能の向上を目的とした介護計画書を作成した場合に算定する1月当たりの加算料金です。
生活機能向 上連携加算 (Ⅱ)	200	2000円	200円	400円	600円	・訪リハ、通リハ、リハ実施 提供施設の PT、ST、医師がグ ループホームを訪問し、計画 作成担当者と身体状況等の評 価を共同で行い、生活機能の 向上を目的とした介護計画書 を作成した場合に算定する 1 月当たりの加算料金です。

科学的介護 推進体制加 算	40	400円	40 円	80 円	120 円	・利用者ごとの、ADL 値、栄養状態、口腔機能、認知症の 状況その他の利用者の心身状 況等に係る基本的な情報を厚 生労働省に提出し。必要に応 じて介護計画を見直すなど、 サービスの提供に当たって、 前記の情報その他サービスを 適切にかつ有効に提供するた めに必要な情報を活用した場 合に算定する1月当たりの加 算料金です。
介護職員等 処遇改善加 算(I)	所定単 位数の 186/1000	基本サー ビス費に 各種加算 減算を加 えた総単 位数の 18.6%	左記の 1割	左記の 2 割	左記の 3割	
介護職員等 処遇改善加 算(Ⅱ)	所定単 位数の 178/1000	基本サー ビス費に 各種加算 減算を加 えた総単 位数の 17.8%	左記の 1割	左記の 2割	左記の 3割	当該加算の算定要件を満たす
介護職員等 処遇改善加 算(Ⅲ)	所定単 位数の 155/1000	基本サー ビス費に 各種加算 減算を加 えた総単 位数の 15.5%	左記の 1割	左記の 2割	左記の 3割	場合の1月当たりの加算料金です。
介護職員等 処遇改善加 算(IV)	所定単 位数の 125/1000	基本サー ビス費に 各種加算 減算を加 えた総単 位数の 12.5%	左記の 1割	左記の 2割	左記の 3割	

[※]地域区分別の単価(その他 10.0円)

[※]上記費用は、「指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準」(平成 18 年厚生労働省告示第 126 号)及び「指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準」(平成

18 年厚生労働省告示第 128 号)(以下「厚生労働大臣が定める基準」と言います。)によるものとし、その1割又は2割又は3割が自己負担となります。利用者負担額減免を受けられている場合は、減免額に応じた自己負担額となります。

③ その他の費用について(介護保険給付サービス外) 以下の金額は<u>利用料金の全額が利用者の負担</u>になります。

次 1 07 並	主張が刊用の東西によりよう。							
	月額 28,000円							
① 家賃	月途中における入退居については(930円/日×利用日数)となります。							
	入院・外泊等の不在時の日割り減額はありません。							
	朝食400円 昼食475円 夕食475円							
	入院・外泊等の不在時はその食数分を計算除外。							
② 食費	ミキサー食・刻み食の場合は上記金額に3%加算されます。(小数点以下切り捨て)							
	ムース食を希望される場合は上記金額に対し一食あたり 140 円が加算されます。							
	行事食は別途料金となります。例:敬老会、新年会など							
	日額55円							
④ おやつ代	入院・外泊等の不在時はその食数分を計算除外。							
	10 時、15 時のおやつ、飲み物代他							
	日額400円							
	入院・外泊等の不在時はその日数分を計算除外(入退所、入退院当日は算定され							
(A) 1/2 ± 1, ± 1	ます)							
⑤ 光熱費	個室にテレビ等家電製品を持ち込みされた際は別途一日当たり 10 円加算されま							
	す。(持ち込みされている方と持ち込みされていない方の公平性を保つため)							
	・ 個室の照明、空調電気使用分、共用スペース電気使用分							
	日額435円							
(A) A/C TITL (A) → 14	入院・外泊等の不在時の減額はありません。							
⑥ 管理・衛生費 	・ 建物保守点検、維持管理費、設備保守管理並びに水道、下水使用料、							
	火災保険、感染対策費、衛生管理費他							
	月途中における入居については日割りとなります。							
	(退所または入院・外泊等の不在時の日割り減額はありません。)							
	11月1日~1月31日 該当月 月額6,000円							
⑥ 電気代季節加算	2月1日~ 2月28日 該当月 月額7,500円							
	3月1日~4月30日 該当月 月額6,000円							
	6月1日~9月30日 該当月 月額5,600円							
	・ 冷暖房の使用量がアップする期間の加算料金							
L	·							

- 日常生活において通常必要となるものに係る費用で、利用者が負担することが適当と認められるもの。
 利用者の希望によって、身の回り品として日常生活に必要なもの。
 利用者の希望によって、教養娯楽として日常生活に必要なもの。
 おむつ代、理美容代、行事費、医療費、医薬品、新聞、その他
 - ・ 入院時は介護保険が適応しないため、入院時の洗濯、必要品のお届け 等には別途料金が発生します。(所要時間 1 時間まで 2000 円、以降 30 分毎に 750 円が加算されます。洗濯 1 回 250 円)
 - ・ 利用契約書第 13 条⑥における入院期間や外出時の期間が 5 日間を超えること明らかな場合は、不在期間 1 日目より、居室確保における料金として別途加算されます。(入院日翌日を 1 日目とし退院日は対象となりません)
 - ・ 1日目より一日当たり700円加算
 - ・ 31日目より一日当たり800円加算

通院時のサービスについて

入院期間のサービスについて

- ・ 受診介助を行った場合:1回1,000円(かかりつけ医以外受診、 臨時受診、インフルエンザ・新型コロナウイルス等のワクチン接種、 主治医意見書作成等の受診対応時の料金です。)
- ・ 休診時や時間外で受診介助を行った場合:1時間1,100円(日曜 祝日の8時30分から17時、土曜日の午後12時から17時の料金です。)
- ・ 受診介助が夜間帯(17 時以降~8 時 30 分)まで及んだ場合は30 分毎に700円が加算されます。
- ・ 受診介助が 17 時以降開始の場合は始めの 1 時間は1,100円となります。
- ・ 北秋田市外の医療機関を受診した場合は、※1に対し交通費(高速代含)が加算されます。

退居時のみ19,800円

退居時のハウスクリーニング代

※利用期間が30日間以上から適応します。

基本清掃項目:床壁天井、照明、窓、換気扇、ベッドの清掃。(当施設指 定の業者が行います)

壁紙等補修が必要な場合は別途料金が発生する場合があります。

附則

⑩ 退居時居室清掃料

(1) この重要事項説明書別紙は、令和7年6月1日から実施する。 内容に変更があった場合には、その都度作成することができる。

⑧ その他 (実費)